

JIS認証とは

日本産業規格（JIS : Japanese Industrial Standards）は、産業標準化法（JIS法）に基づく国家規格であり、製品、データ、サービスなどの種類や品質・性能、それらを確認する試験方法や評価方法などを定めています。



鋳工業品



加工技術



特定側面

Software
電磁的記録

国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証事業者）が、認証を受けた鋳工業品等に対してJISマークを表示することができます。

登録認証機関が、品質管理体制の審査および製品試験（または電磁的記録試験）により該当JISへの適合性評価を行い、これらの基準に全て適合していることが確認されると認証されます。

認証事業者に対しては、登録認証機関が、**認証維持審査（3年ごとに1回以上）**を行い、必要に応じて、臨時の認証維持審査を行うこととしています。

JIS認証における関連法令など（要求事項）

JIS認証における関連法令など（要求事項）は、以下のとおりです。

- * 産業標準化法（令和元年7月1日施行）
- * 鋳工業品およびその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（鋳工業品等認証省令 令和元年7月1日施行）
- * 電磁的記録の日本産業規格への適合性の認証に関する省令（電磁的記録認証省令 令和2年12月28日施行）
- * JISCBA認証指針（JIS適合性評価指示書）
- * JIS Q 1001（適合性評価—日本産業規格への適合性の認証—一般認証指針）
- * 該当する場合）分野別認証指針（JIS Q 1011, JIS Q 1012, JIS Q 1013）
- * 福祉用具認証指針
- * 既存ソフトウェア製品（RUSP）認証指針
- * 製品JIS（引用するJISを含みます）
- * 製品試験に対する要求事項
 - ・ JIS Q 17025（試験所および校正機関の能力に関する一般要求事項）
- * 登録認証機関が定めた事項

JQAで認証可能なJIS規格一覧（詳細はJQA WEBサイトをご参照ください）

JQA WEBサイト URL: https://www.jqa.jp/service_list/jis_a/index.html

A 土木及び建築
B 一般機械
C 電子機器及び電気機械
D 自動車
E 鉄道
G 鉄鋼
H 非鉄金属
K 化学

M 鋳山
P パルプ及び紙
R 窯業
S 日用品
T 医療安全用具
X 情報処理
Z その他



在宅用電動介護用ベッド
JIS T 9254



家庭用特定計量器
丸正マーク： 表示
支援サービス
はかり JIS B 7613



JISマーク認証
自転車用ヘルメット
JIS T 8134



Software

JQAが初認証
JIS X 25051
電磁的記録
に関するJISマーク
表示制度

お申し込み前にあたり

認証の対象範囲を特定（認証の区分・認証の範囲）

- * 認証の対象となる製品等の区分をもって認証の区分とし、認証番号が付与されます。
- * 認証の区分は、JIS規格ごとが原則です。ただし、認証の区分が分野別認証指針で規定されている場合、またはJQAが複数のJIS規格を一つの認証の区分に統合するなど個別に認証の区分を規定している場合は、その認証の区分を適用します。
- * 認証の範囲は、申し込みにおける認証の区分に含まれるJIS規格番号、種類または等級（当該JIS規格に種類または等級に係る表示事項が規定されている場合に限る）等で特定します。
- * 認証の対象となる全ての工場、事業場または事務所の範囲を特定
同一の品質システムが構築されていることを前提に、複数の工場、事業場または事務所を一つの申し込み（認証番号）に含めることができます。
- * 一般認証 または ロット認証の特定をしてください。
- * **品管管理責任者を選任することが必要です。**

品質管理責任者

お申し込みの際は、申込者が以下の職務を行う品質管理責任者を選任する必要があります。

認証を取得するためには、資格要件を満たす品質管理責任者が選任され、かつ、品質管理体制が構築されてから、6カ月の生産実績が必要です。

● 品質管理責任者の職務

品質管理責任者の責任と権限は、以下のとおりです。（認証省令第2条第1項第5号ロより）

1	社内標準化および品質管理に関する計画の立案および推進
2	社内規格の制定、改廃および管理についての統括
3	登録認証機関の認証に係る鋳工業品の品質水準の評価
4	各工程における社内標準化および品質管理の実施に関する指導および助言ならびに部門間の調整
5	工程に生じた異常、苦情等に関する処置およびその対策に関する指導および助言
6	就業者に対する社内標準化および品質管理に関する教育訓練の推進
7	外注管理に関する指導および助言
8	登録認証機関の認証に係る鋳工業品の日本産業規格への適合性の承認
9	登録認証機関の認証に係る鋳工業品の出荷の承認

● 品質管理責任者の資格要件

品質管理責任者は資格要件を満たしている必要があり、判断基準は登録認証機関に委ねられています。JQAの場合、以下の1～3をすべて満たしていることが必要です。

1	認証を受けようとする製品の製造に必要な技術に関する実務経験が1年以上あること。
2	標準化および品質管理に関する実務経験が2年以上あること。
3	標準化および品質管理に関する専門知識の習得（次のうちいずれか） (1)工学系の大学等において品質管理に関する科目※ ¹ を2単位（60時間）以上履修し、かつ卒業していること。 ※ ¹ ：統計学、品質管理、経営工学、生産管理など（科目の詳細はお問い合わせください） (2) 理解度確認の試験がある、60時間以上の講習会※ ² を修了していること。 ※ ² ：JISCBA（JIS登録認証機関協議会）の講習会基準を満たしていることが前提です。 講習会としてはJSA（日本規格協会）が主催する「JIS品質管理責任者セミナー専修科コース」や、JQAのeラーニング「JIS Mark Certification Quality Control Manager(QCM) Qualification（英語のみ）」があります。

認証の手順

当機構はJISマーク表示制度の認証を行う登録認証機関として「認証手順」を定め、認証を行う手続きの概要を公表しています。

https://www.jqa.jp/service_list/jis_a/file/tebiki_v13.pdf

初回認証手続き

- * 認証に係る工場、事業場または事務所の品質管理体制の審査（初回工場審査）
- * JISに定める製品試験（初回製品試験）
電磁的記録の場合 品質管理体制（JIS Q 9001への適合審査）+ 電磁的記録試験（該当JIS）
- * JISマーク表示等に関する認証取得者と認証機関の契約書締結

認証後の定期的なサーベイランス（認証維持審査） ※3年ごとに1回以上

- * 認証に係る工場、事業場または事務所の品質管理体制の審査（認証維持工場審査）
- * JISに定める製品試験（認証維持製品試験）
電磁的記録の場合 品質管理体制（JIS Q 9001への適合審査）+ 電磁的記録試験（該当JIS）
- * 見直しが必要な場合、JISマーク表示等に関する認証取得者と認証機関の契約（再締結）

認証に係る工場または事業場の品質管理体制の審査（初回工場審査/認証維持工場審査）

鉱工業品等の場合

- * JIS製品製造に必要な技術的生産条件に基づく品質管理体制の場合
鉱工業品等認証省令第2条第1項の基準
 - * JIS Q 9001に基づく品質管理体制の場合
鉱工業品等認証省令第2条第2項の基準
- のいずれかを選択できます。

電磁的記録の場合

電磁的記録認証省令第2条第1項の基準

お客さまがJIS Q 9001の登録をされている場合は、認証に係る工場、事業場または事務所の品質管理体制の審査において、JIS Q 9001の審査結果を活用し、一部書類審査のみで可能となります。

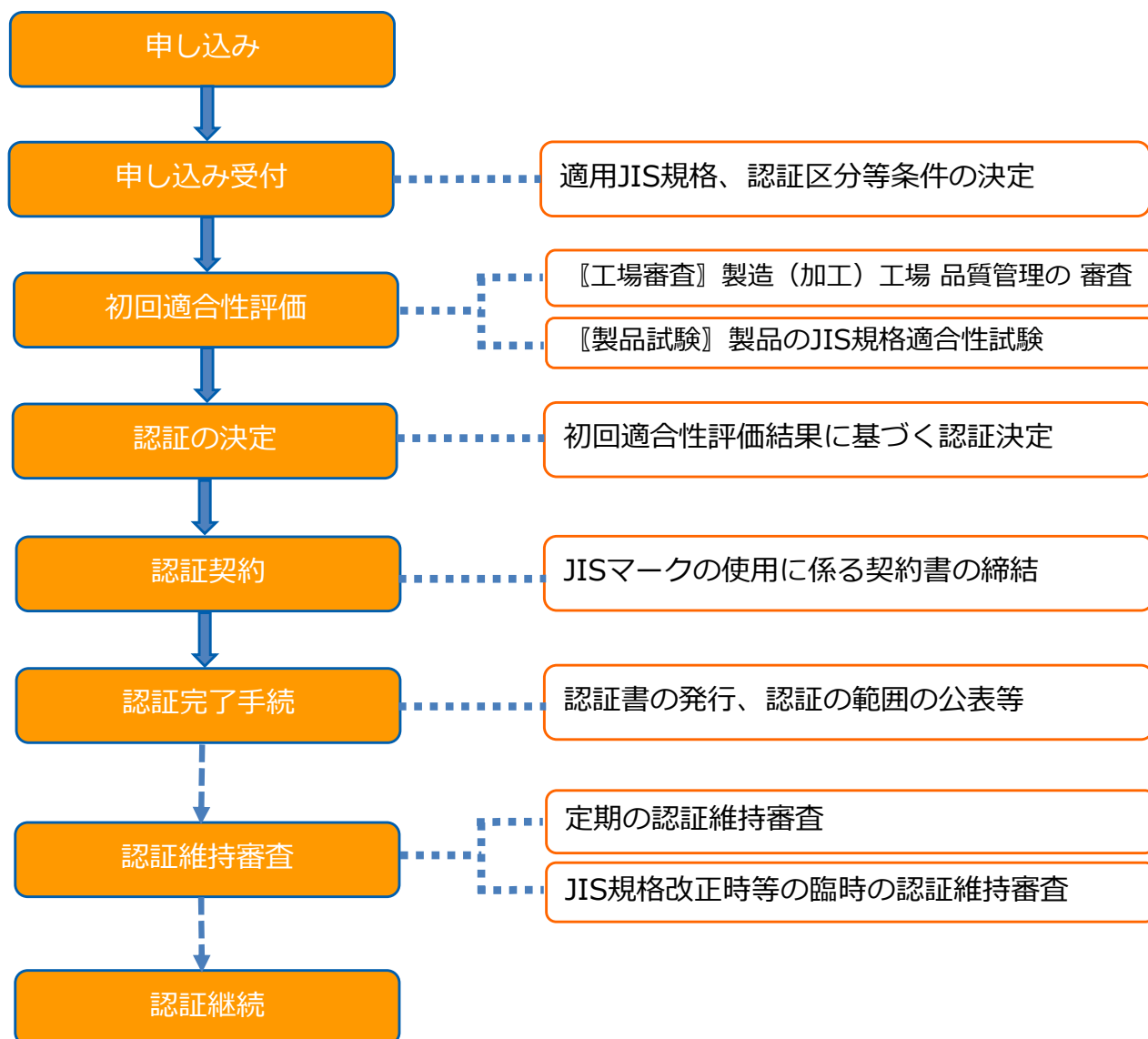
JIS Q 9001 への適合を確認するための具体的方法はJIS認証登録機関協議会のWEBサイトにガイドラインが定められていますのでご確認ください。

JISに定める製品試験（初回製品試験 / 認証維持製品試験）

JISに定める製品試験は、次の方法で実施します。

- * お客さまが用意された試験場所での立会試験
- * 当機構の試験所または当機構が登録した試験所での委託試験
- * JNLA等の認定登録試験事業者で実施された試験データの活用

なお、お客さまが用意された試験場所での立会試験の場合は、その試験場所がJIS Q 17025の該当項目（要員、試験設備、計量のトレーサビリティなど）に適合していることを確認します。



認証申し込み受付から認証書発行までの標準的な処理期間は、工場または事業場が日本国内の場合は4～5カ月（海外の場合は5～6カ月）となっています。

（ただし、是正処置など申し込み者側で要した期間や製品試験が長期にわたる場合を除きます）。

JQA
JISマーク認証サービス
 ぜひご検討ください。



お問い合わせ先：

一般財団法人日本品質保証機構 JIS認証事業部 企画課

TEL：03-4560-5500 / FAX：03-4560-5501

E-mail：jis-cstm@jqa.jp / https://www.jqa.jp/service_list/jis_a/index.html